

平成30年3月市議会定例会 福祉保健部 議案説明資料 (補正予算分)

目次

(予算案件)

- 1 平成30年3月福祉保健部補正予算(案)総括表…………… 1頁
- 2 民生委員児童委員協議会活動費補助金について…………… 3頁
- 3 生活保護事業費について…………… 4頁
- 4 特別養護老人ホームの個室・ユニット化事業について… 5頁

1 平成30年3月福祉保健部補正予算(案) 総括表

【一般会計】

(単位：千円)

区分 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
福祉保健部合計	37,106,776	▲ 133,799	36,972,977	
(款3)民生費	32,868,339	▲ 142,140	32,726,199	
(項1)社会福祉費	28,537,826	▲ 275,367	28,262,459	民生委員活動事業費 2,130 まちなか総合ケアセンター管理費 ▲ 3,000 生活介護事業費 70,927 老人保護措置費 ▲ 13,000 ねたきり高齢者対策費 ▲ 20,000 認知症・ねたきり高齢者介護手当支給事業費 ▲ 13,000 特別養護老人ホーム建設助成事業費 38,560 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 ▲ 47,753 国民健康保険事業特別会計繰出金 ▲ 292,149 人件費 1,918
(項2)児童福祉費	819,638	▲ 20,000	799,638	知的障害児通園施設費 ▲ 20,000
(項3)生活保護費	3,510,874	153,227	3,664,101	福祉奨学基金費 5,384 生活保護事業費 147,026 人件費 817
(款4)衛生費	4,238,437	8,341	4,246,778	
(項1)保健衛生費	4,179,501	8,341	4,187,842	がん検診事業費 ▲ 22,454 まちなか診療所事業特別会計繰出金 28,538 人件費 2,257

【特別会計】

(単位：千円)

区分 予算科目(款)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
後期高齢者医療事業 特別会計	10,349,590	▲ 196,218	10,153,372	
(款1)総務費	259,505	▲ 816	258,689	人件費 ▲ 816
(款2)後期高齢者医療 広域連合納付金	10,075,585	▲ 195,402	9,880,183	後期高齢者医療広域 連合納付金 ▲ 195,402

(単位：千円)

区分 予算科目(款)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
まちなか診療所事業 特別会計	133,387	▲ 22,220	111,167	
(款1)総務費	112,461	▲ 6,481	105,980	一般管理費 ▲ 7,562 人件費 1,081
(款2)医業費	20,926	▲ 15,739	5,187	医業費 ▲ 15,739

(単位：千円)

区分 予算科目(款)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
国民健康保険事業 特別会計合計	44,341,973	▲ 773,395	43,568,578	
(款1)総務費	453,091	1,072	454,163	人件費 1,072
(款2)保険給付費	27,724,368	▲ 896,910	26,827,458	療養諸費 ▲ 800,000 高額療養費 ▲ 100,000 葬祭諸費 3,090
(款3)前期高齢者納付 金等	16,007	170	16,177	前期高齢者納付金等 170
(款4)後期高齢者支援 金等	4,389,984	11,332	4,401,316	後期高齢者支援金等 11,332
(款6)介護納付金	1,528,498	▲ 86,026	1,442,472	介護納付金 ▲ 86,026
(款11)諸支出金	45,801	196,967	242,768	償還金及び還付加算 金 196,967

【民生委員活動事業費】

2 民生委員児童委員協議会活動費補助金について

[社会福祉課]

(1) 事業目的

民生委員活動が円滑に遂行できるよう市内71地区・校下ごとに組織された民生委員児童委員協議会に対して、活動費を補助するもの。

(2) 事業内容

各地区・校下の民生委員児童委員協議会に対して、日常の活動に要する費用を補助するもの。

【活動費補助金(当初予算額)】

・人数割(年額)： $7,000円 \times 880人 = 6,160千円$

・均等割(年額)： $20,000円 \times 71地区 = 1,420千円$

合 計：7,580千円

(3) 補正目的

民生委員活動に対する地方交付税が、平成29年度から1地区当たり年額30,000円増額措置されたことから、各地区・校下の民生委員児童委員協議会に対する活動費補助金について増額分を補正要求するもの。

(30,000円×71地区分)

(4) 事業費補正額 2,130千円

[内訳 一般財源 2,130千円]

【生活保護事業費】

3 生活保護事業費について

[生活支援課]

(1) 事業目的

憲法25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(2) 事業内容

生活保護受給者に対する生活、住宅、教育、医療等の扶助

(3) 補正理由

生活保護受給者の増加に伴い、事業費の生活扶助費、医療扶助費、介護扶助費に不足が見込まれることから、所要額を補正するもの。

内 容		当初（月平均）	見込（月平均）	補正額
生活扶助費		1,530人	1,588人	30,621千円
医療扶助費	入 院	192件	185件	40,413千円
	入院外	2,500件	2,723件	
介護扶助費		415件	435件	21,190千円

(4) 事業費補正額 92,224千円

〔	内訳 国庫支出金	59,768千円	〕
	一般財源	32,456千円	

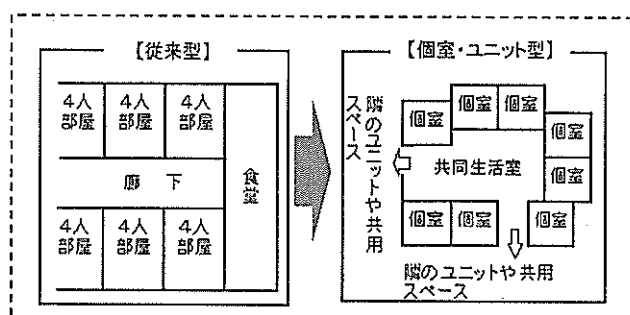
【特別養護老人ホーム建設助成事業費】

4 特別養護老人ホームの個室・ユニット化事業について

[介護保険課]

(1) 事業目的

特別養護老人ホームの多床室等について、共同生活室を中心に個室を配置した「個室・ユニット」に改修することで、入居者のプライバシーを確保するとともに、入居者同士の交流を促進し、一人ひとりの個性や生活リズムを尊重したケアを行うもの。



(2) 事業内容

県の地域医療介護総合確保基金を活用し、特別養護老人ホーム「しらいわ苑」の個室・ユニット化事業に対し補助するもの。

既存多床室→個室・ユニット化 @2,270千円×14床=31,780千円

既存個室 →個室・ユニット化 @1,130千円×6床=6,780千円

(3) 補正理由

県より当該事業に対する補助金交付の内示があったことから、所要額を補正するもの。

(4) 事業費補正額 (繰越) 38,560千円

(財源内訳 県補助金38,560千円)